

八幡市定額減税補足給付金(不足額給付金)

対象者には
8月下旬から
順次送付します

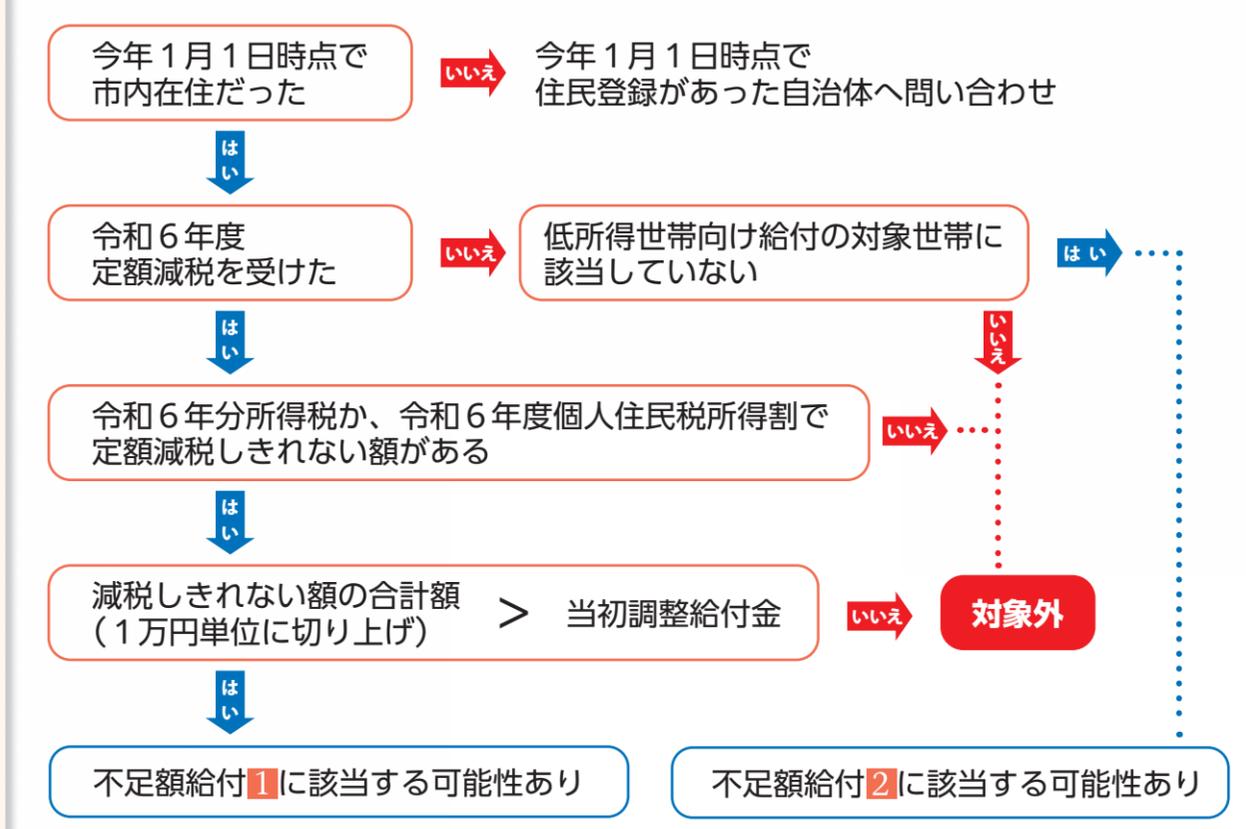
令和6年度に実施した八幡市定額減税補足給付金(当初調整給付金)の支給額に不足額が生じた人等に対して給付を行います。

令和7年1月1日時点で八幡市に住民登録があり、次の不足額給付1または2に該当すると見込まれる人には、8月下旬から順次「八幡市定額減税補足給付金(不足額給付金)振込のお知らせ」または「八幡市定額減税補足給付金(不足額給付金)支給確認書(以下「確認書」)」を送付します。

※令和6年1月2日～令和7年1月1日に八幡市へ転入した人は、9月下旬以降の発送を予定しています。

※令和7年1月2日以降に八幡市へ転入した人は、令和7年1月1日時点で住民登録のあった自治体からの給付となります。

主な対象確認フローチャート



▶不足額給付1

令和6年分所得税額と定額減税の実績額等が確定後、本来給付すべき額と令和5年分所得等を基に推計で算定した当初調整給付額との間で差額が生じた人

【対象例】

- ・令和6年所得が、令和5年所得より減少した人
- ・子の出生等で扶養親族が令和6年中に増加した人
- ・当初調整給付金支給後に税額修正により令和6年度個人住民税所得割額が減少した人 等

▶不足額給付2

以下のA～Cの要件をすべて満たす人

A令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円の人(本人として定額減税の対象外)

B税制度上「扶養親族」から外れてしまう人(扶養親族等としても定額減税の対象外)

【対象例】 青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の人 等

C低所得世帯向け給付金(令和5年度・6年度に実施した住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への給付金)の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない人

※対象と思われる人で「定額減税補足給付金(不足額給付金)振込のお知らせ」または「確認書」が9月下旬になっても届かない場合は、11月21日(金)までにお問い合わせいただくか、8月15日(金)から開設する専用窓口にてお尋ねください。

▶申請方法

①「定額減税補足給付金(不足額給付金)振込のお知らせ」が届いた場合

手続きは不要です。お知らせに記載の口座に指定の日程で振り込みます。

②「確認書」が届いた場合

必ず11月28日(金)までに次のいずれかの方法で申請してください。※期限後に申請されても給付はできません。

オンライン申請▶「確認書」に記載の二次元コードを読み込み、申請してください。

郵送▶「確認書」と添付書類を返送(11月28日(金)必着)してください。

▶給付額 不足額給付1=当初調整給付金の給付額の不足分
不足額給付2=原則4万円※令和6年1月1日時点で国外居住者であった人は3万円

☎税務課定額減税補足給付金担当(☎983-7220) ※8月15日(金)から専用窓口を市役所4階④番窓口に開設します。

八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金(令和6年度住民税均等割非課税世帯)

申請期限は8月15日(金)(当日消印有効)まで

給付金の対象見込世帯には、すでに確認書を送付しています。期限後の受付はできないため、申請がお済みでない人は、必ず期限までに申請してください。

※本給付金はすでに、広報やわた2月号に掲載済の内容であり、新規の給付金ではありません。

■対象者

令和6年12月13日時点で本市に住民票があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯の世帯主

※住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

※要件に該当と思われる人で、確認書がない場合はお問い合わせください。

■支給額

1世帯あたり3万円

■子ども加算

支給対象世帯で扶養されている18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)のお子さんには、子ども加算として1人あたり2万円を支給
※次の児童も要件を満たせば子ども加算の対象となりますが、申請が必要です。

- ・支給対象世帯において令和6年12月14日～令和7年7月31日生まれの新生児
- ・別世帯であるが、支給対象者が扶養している児童

※このほか、給付金の要件等の詳細は、こちらの二次元コードをご覧ください。



☎低所得世帯物価高騰対策支援給付金担当(☎981-5505)